

令和2年3月25日

監理団体 代表者 各位

外国人技能実習機構監理団体部長

## 監理団体許可有効期間更新手続きのお知らせ

日頃より適正な監理事業の運営につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
監理団体の許可には有効期間が定められており、有効期間満了後も引き続き監理事業を継続する場合は、許可の有効期間の更新手続きが必要です。有効期間の更新申請は有効期間満了日の3か月前までに行う必要がありますので、貴団体の許可の有効期間をご確認いただき、以下の更新申請期間内に申請を行うようお願いいたします。

### 更新申請期間：有効期間満了日の6か月前から3か月前まで

#### ☆期限経過後は申請を受け付けることはできません

申請書については別紙の資料をご確認の上、指定された様式での提出をお願いいたします。申請書の電子媒体は当機構ホームページ(<https://www.otit.go.jp/youshiki/>)からダウンロードできます。

- ※ 有効期間の更新にあたっては、新規許可時と同じ要件を満たす必要があります。
- ※ 新規許可時に、直近の財務諸表において債務超過だったために、債務超過の解消が許可条件として付されている場合は、有効期間更新申請時の直近の事業年度末時点で債務超過が解消されていることが有効期間更新の条件となります。  
有効期間更新申請時の直近の財務諸表で債務超過となっている場合は、申請時点で債務超過が解消していることが月次試算表等で確認できる場合に限り許可更新を行います。
- ※ 新規許可時には債務超過でなかったが、有効期間更新申請時の直近の財務諸表において債務超過である場合も同様に、「申請時点で債務超過が解消していることが月次試算表等で確認できる場合」に限り、許可更新を行います。

(提出先) 〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X 3階

外国人技能実習機構監理団体部審査課 TEL: 03-6712-1923

(参考)

有効期間満了日は、監理団体許可証に記載されている有効期間の終期（平成 32 年は令和 2 年に読み替えてください。）又は当機構のホームページにある監理団体一覧（トップページ → 監理団体の検索 → 許可監理団体（一般又は特定））の「許可期限」欄で確認してください。

(許可証の例)

別記様式第 14 号（第 38 条第 1 項関係）

（日本工業規格 A 列 4）

許可番号	
許可年月日	年 月 日
<b>監 理 団 体 許 可 証</b>	
法人の名称	
住所	
法人の種類	
事業所の名称	
事業所の所在地	
許可の別	一般監理事業      特定監理事業
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
取扱職種の範囲等	
許可の条件	
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 23 条第 1 項の許可を受けた監理団体であることを証明する。	
年 月 日	
法 務 大 臣	
厚 生 労 働 大 臣	

事業所枝番号

